

瀬戸市ネーミングライツパートナー募集要項（事業者提案型）

1 目的

瀬戸市（以下「市」という。）の公の施設について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（命名権）です。市がパートナーに命名権を付与し、パートナーからその対価を得て当該施設の運営や維持管理に要する費用等に充てます。

本要項は、瀬戸市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、要綱第4条第2項に定める事業者提案型の募集について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 募集対象施設

対象施設及び希望価格等は、対象施設一覧表をご確認ください。

施設の概要については、本市ホームページにて各施設についてご確認ください。希望価格については、年額であり、消費税及び地方消費税を含みます。

なお、指定管理者制度を導入している施設においては、契約締結前に市、指定管理者及び事業者の間で必要な事項について協議します。

3 募集条件

(1) ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。なお、契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については月割計算（1円未満切り捨て）によるものとします。

また、上記2のとおり、対象施設一覧表において、施設ごとに希望価格を設定していますので、事前相談時にご確認ください。

(2) 契約期間

事業者との協議により決定します。（愛称の使用開始予定日は、応募から約1か月～2か月後となる予定です。）

(3) 愛称の条件

ア 法人名、商品（ブランド）名等を付けることができます。募集する名称は施設の「愛称」であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。また、愛称の使用開始から一定の期間は、条例上の施設名称と愛称を併記する場合があります。

イ 愛称は、呼びやすさ、親しみやすさを重視し付けてください。要綱第8条に

該当する場合は、愛称とすることはできません。

(4) 愛称掲示場所及びの費用負担等

ア 愛称が掲示される看板等について

(ア) 看板等の変更範囲については、市及び関係機関との協議の上決定します。

(イ) 新規に看板を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて市及び関係機関で協議することとします。

(ウ) 変更可能な道路案内標識は、原則として市が管理している物とします。

(エ) 市以外の者が管理する道路案内標識において変更の希望がある場合は、市から管理者に標記変更の旨を連絡しますが、変更の可否については管理者の判断となります。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 民間事業者が発行する地図、観光ガイドブック等については、愛称ではなく従来の名称で記載される場合があります。

ウ 看板及び印刷物等における費用等の負担

(ア) 看板等の新規設置及び変更に係る費用及び作業については、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(イ) パートナーからの希望により新規に設置した看板の維持管理は、パートナーの負担とします。

(ウ) 市が作成するパンフレット等の印刷物に係る費用及びホームページの表示変更に伴う経費は、市が負担します。

(エ) 市が作成した既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

(オ) 契約終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

(カ) 上記のほか、愛称への変更に要する作業及び費用についてはパートナーの負担とします。

4 応募資格

次の要件の全てを満たす必要があります。

(1) 1年以上継続して事業を営んでいる企業又は団体であること。

(2) 瀬戸市ネーミングライツ実施要綱第7条の規定に該当すること。

5 応募方法

(1) 事前相談

事業者提案型での応募を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。相談の際はネーミングライツ事前相談申込書を持参してください。

(2) 応募書類の提出

上記(1)の事前相談を行ったうえ、下記担当まで応募書類一式を提出してください。

6 応募書類

(1) 本市ホームページからネーミングライツ申込書（第1号様式）をダウンロードし、要綱第10条に基づき次の書類を添えて、提出してください。

なお、応募書類の作成に要する経費は応募者負担とし、提出された応募書類の返却しません。

ア ネーミングライツ事業申込みに係る誓約書（第2号様式）

イ 応募しようとする事業者等が行っている事業の概要が記載された資料

ウ 社会貢献の実績を記載した書類

エ 登記事項証明書（提出時に発行から3か月以内のもの）

オ 直近1年分の決算報告書

カ 法人税、法人事業税、法人市市民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出部数

申込施設ごとに1部ずつ応募書類を提出してください。

(3) 提出方法

電子メール又は持参

(4) 申請書等の提出期日及び場所

ア 提出期日

随時受付します（毎月月末締切）。ただし、持参の場合は市役所開庁日及び開庁時間に限りません。

イ 提出場所

愛知県瀬戸市追分町64番地1

瀬戸市役所 経営戦略部 政策推進課 政策係

電話番号：0561-88-2521(直通)

e-mail：keieichosei@city.seto.lg.jp

7 パートナーのメリット

(1) 企業の広告宣伝ができます。

- (2) 地域貢献による企業イメージの向上を図ることができます。
- (3) 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して本市と交渉することができる権利）があります。
- (4) 施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、施設の優先利用、商品販売・広告スペースの設置等の希望する特典を提案することができます。なお、内容については協議のうえ決定します。

8 選定方法

(1) 契約候補者の選定方法

毎月末日締切後、要綱第11条に基づき瀬戸市広告審査会（以下、「委員会」という。）において、応募事業者等から提案された愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間、社会貢献実績、提案事項等を総合的に審査し、契約候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、委員会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、契約候補者を選定しない場合があります。

(2) 審査方法

次の(3)で示す審査基準に沿って審査を行い、各審査委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を契約候補者として選定します。ただし、「④経営状況」の得点が0点となった場合又は「①応募の動機」及び「⑤応募の動機」から「⑧パートナーメリット」までの得点の合計が配点の合計（60点）の2分の1に満たない場合は、総合計の得点にかかわらず不採用とします。

(3) 審査基準

審査項目	配点	審査内容等
①愛称名	20	愛称の親しみやすさ・呼びやすさ・分かりやすさ・施設の管理運営に支障が生じないか等を考慮して総合的に評価する。
②ネーミングライツ料	20	提案金額（年額）があらかじめ設定した希望価格の同額以上であれば20点を付与し、提案金額がこれを下回る場合は、0点とする。
③愛称の使用期間	10	提案期間（年数）が3年以上であれば10点、1年未満の場合は、得点を0点とする。
④経営状況	10	財務状況の健全性、企業活動の安定性を考慮して総合的に評価する。
⑤応募の動機	10	ネーミングライツの目的に合致しているかを考慮して総合的に評価する。

⑥企業理念	10	施設の特性と応募者の企業理念、事業内容等が合致しているかを考慮して総合的に評価する。
⑦社会貢献等	10	本社・事業所の所在地やこれまでの社会貢献に対する姿勢・実績、今後への期待等を考慮して総合的に評価する。
⑧パートナーメリット	10	希望するパートナーメリットが、施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲に合致しているかを考慮して総合的に評価する。

(4) 失格とする提案

上記(2)及び(3)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。

エ その他不正な行為があったとき。

(5) パートナーの決定

委員会における契約候補者の選定結果を踏まえ、市がパートナーを決定します。

(6) 決定の通知

パートナーが決定した際は、要綱第12条に基づき、応募者に通知します。

9 契約

審査において決定した契約候補者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約を締結し、整わなかったときは、契約候補者との協議を終了したうえで、改めて募集を行います。なお、契約締結後には愛称名、パートナー名、契約金額等の公表を行います。

10 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、愛称を使用する期間の最初の年度分については愛称を使用する期間の始期までに、次年度分以降については、その年度分をその年度の5月末日までにお支払ください。

11 その他

(1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられているイベント等の開催期間においては、イベント主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場

合があります。

(2) ロゴなどのデザインについて

愛称を標示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等（以下「ロゴ等」）について提案がある場合については、図面を提出してください。

パートナーの提案により愛称の標示にロゴ等を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合については、条例等の関係法令に抵触しないか、パートナーが確認してください。

(3) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等が無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(4) 愛称を付与した施設で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります。市は一切責任を負いません。

(5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

<担当>

瀬戸市役所 政策推進課

〒489-8701 瀬戸市追分町6 4 番地1

電話番号：0561-88-2521(直通)

e-mail：keieichosei@city.seto.lg.jp